

福祉以外の分野との連携・協働による 地域共生社会の実現について

原田正樹（日本福祉大学）

過疎地域の現状を考えれば、地域福祉だけが向上することはありません。そこに地域住民の暮らしが成立しなければならない。地域福祉はそのセーフティネットになる。

社会福祉法 国及び地方公共団体の責務 第6条2

「国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。」

⇒ 抽象的な連携ではなく、具体的な施策レベル、運用レベルでの一体化が求められる。

※地域再生法 まち・ひと・しごと創生法（地方創生）との連携 「地域再生計画」

地域再生法（令和6年改正）

人口減少・少子高齢化が急速に進行する中、地域の活力の維持・再生を総合的かつ効果的に推進するため、官民共創を軸として、地域住宅団地再生事業の拡充や施設整備支援の充実を図る。

⇒ その他コミュニティ政策に関すること、減災・災害対応、ボランティア活動など連携

⇒ 司法との関連をどうするか。

地域福祉計画(社会福祉法第107条)に盛り込む事項

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 六 ○○○○○事項

市町村、都道府県において福祉行政の機能が拡大している。

社会福祉法第14条6（福祉に関する事務所）

「市町村の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のうち市町村が処理することとされているもの（政令で定めるものを除く。）をつかさどるところとする。」

⇒ 地域福祉の推進 その他の分野との連携・調整・企画・開発の機能

福祉事務所未設置の町村（任意設置している町村は全国で47自治体）

生活困窮者自立支援制度と重層的支援体制整備事業のねじれ

⇒ 福祉行政（福祉事務所・児童相談所など）の組織、体制、人材配置の在り方

社会福祉主事（社会福祉法第18条）、社会福祉士の養成課程

⇒ 社会福祉士及び介護福祉士法 第2条

「福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと（第7条及び第47条の2において「相談援助」という。）を業とする者をいう。」

保健医療サービス提供者以外、労働、教育、住まい、地域再生、司法などを明記するか。個人への相談・助言・指導・連絡・調整だけでよいのか。

権利行使支援、環境改善、地域づくり、社会資源開発などソーシャルワーク機能を明記するべきではないか。名実ともにソーシャルワーカーとしての規定にする。

⇒ 社会福祉協議会（社会福祉法第109条）

「市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより」一から四の「社会福祉を目的とした事業」に限定するか、福祉以外の分野との連携を加えるか。

包括的支援体制における地域の基盤づくりについて（社会福祉法第106条の3）

「一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策」

⇒ 社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針

（平成 29 年 厚生労働省告示第 355 号）の概要

- ① 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- ② 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- ③ 地域住民等に対する研修の実施（地域福祉活動への関心の向上及び参加を促すとともに、活動を更に活性化）
- ④ 地域の課題を地域で解決していくための財源（地域づくりに資する事業の一体的実施、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディングやソーシャル・インパクト・ボンド等）

⇒ 「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」（平成五年四月十四日）（厚生省告示第百十七号）

社会福祉法第 8 9 条による見直しが必要

- ① ボランティア・市民活動を活性化するための「中間支援組織」の支援のあり方
ボランティアセンターやボランティアコーディネーター配置など
各省庁によるボランティア・市民活動支援の総合化も検討する必要がある。
- ② サロンやカフェ、空き家活用、公民館など地域資源の有効活用と拠点整備
各省庁の施策との連携 地域再生計画、地域再生推進法人、「小さな拠点」など
- ③ 地域住民等に対する研修の実施（地域福祉活動への関心の向上及び参加を促すとともに、活動を更に活性化）：地域福祉が推進してきた「福祉教育」の位置づけと学校教育・社会教育との連携、孤独・孤立対策推進重点計画「共に生きる力の形成」
- ④ 共同募金の在り方（第 1 1 2 条）
「地域福祉の推進を図るため」⇒ 地域共生社会を実現していくため
募金実施期間や配分期間が限定されている。通年の受付、複数年の配分など。
第 1 2 2 条（受配者の寄附金募集の禁止）
「共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後 1 年間は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集してはならない。」

地域共生社会の実現：参加の機会の確保と社会的排除・差別

地域共生社会の理念

「支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティ」：ケアリングコミュニティ

共生社会との違い ノーマライゼーション

障害者基本法 第 1 条 「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）を実現する」

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 第 1 条 「認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（以下「共生社会」という。）の実現を推進することを目的とする」

社会福祉法第 4 条 3 地域生活課題

「あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」

社会的孤立／地域における社会的排除や差別の問題も直視すること。

地域共生社会は権利である、という視点が大事である。